

黒潮町特定不妊治療費補助金についてのお知らせ

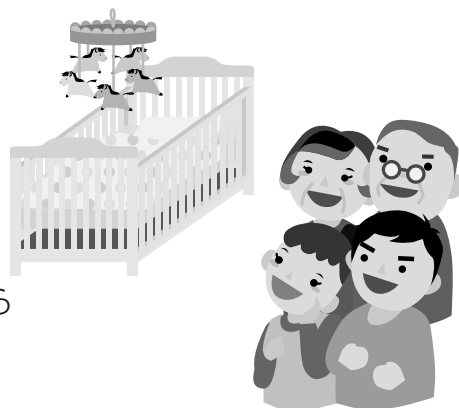
黒潮町では、平成29年度より妊娠及び出産を望む夫婦を経済的に支援する補助金制度を創設しました。



■補助対象者

「高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業」による助成の承認決定を受けている方のうち、下記の要件全てに該当する方。

- ①申請日において、法律上の婚姻をしており、夫婦の両方またはいずれか一方が町内に住所を有し、かつ居住していること。
- ②平成29年4月1日以降に治療を行ったもの。
- ③県助成金で治療費の全額を助成されていないこと。
- ④町税等の滞納がないこと。



■補助金の額

〈特定不妊治療〉

- 1回につき、上限10万円

※特定不妊治療に要した費用のうち、個人で負担した額から高知県の助成を控除した額が補助対象となります。

〈男性不妊治療費の上乗せ〉

- 1回につき、上限10万円

※男性不妊治療で採精・凍結した精子を使用して特定不妊治療を実施した場合、10万円を上限として補助額を増額します。(男性不妊治療のみを行った場合は対象外となります)

【補助事例】 * 1回の治療で60万円を要した場合(内訳：特定治療35万円、男性治療25万円)

○平成28年度まで

県より35万円の補助	〔特定不妊治療費:20万円 男性不妊治療費:15万円〕	実質自己負担額 25万円
------------	--------------------------------	--------------

↓ -20万円

○平成29年度より

県より35万円の補助	〔特定不妊治療費:20万円 男性不妊治療費:15万円〕	町より20万円の補助	〔特定不妊治療費:10万円 男性不妊治療費:10万円〕	実質自己負担額 5万円
------------	--------------------------------	------------	--------------------------------	-------------

■申請の方法

下記書類を持参のうえ、役場健康福祉課保健衛生係または地域住民課保健センターまで提出してください。

《申請に必要な書類》

- ①黒潮町特定不妊治療費助成金交付申請書
- ②黒潮町特定不妊治療医療機関受診証明書
- ③高知県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書
- ④特定不妊治療に係る領収書

※①及び②は下記窓口にて配付しております。また、ホームページからダウンロードも可能です。

■申請の期限

治療が終了した日の属する年度の3月31日まで

(県助成金の交付が決定した日が3月以降である場合には、交付決定後1か月以内)

※やむを得ない理由で申請期限に間に合わない場合には、早めにお問い合わせください。

●補助金に関する相談・申請は、下記の担当窓口をお願いします。

本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836 佐賀支所 地域住民課 保健センター ☎55-7373